「週休2日工事(営繕工事)」試行要領(令和7年10月 高岡市上下水道局)

1 背景・目的

建設界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

2 週休2日工事の概要

発注者指定型では原則、対象工事現場において、現場閉所(現場休息)による週単位の週休2日(土日完全週休2日)を確保することとする。

『用語の定義』

- 週 休 2 日:①週単位の週休2日(土日完全週休2日)とは、対象期間の全ての週に おいて、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定 し、2日以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をい う。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合 は、受発注者間で協議し、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休 息日)に指定するものとする。
 - ②月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
 - ③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所 (現場休息)を行ったと認められる状態をいう。(工事費の補正対象 外)
- 4 週 8 休: 土・日に限定せず、工事現場を閉所(休息)し、対象期間の現場閉所 (現場休息)日数の割合(以下、現場閉所(現場休息)率という。)が 28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。
- 現場 財所: 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
- 現場休息:分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない場合をいう。
- 対象期間:工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間 をいう。
 - ·年末年始6日間、夏季休暇3日間
 - ・工場製作のみの期間

- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日:工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日: 工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

3 試行対象工事

試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。

(1)【発注者指定型】

発注者が選定した週単位の週休2日(土日完全週休2日)に取り組む工事(原則全ての工事)

<参考>発注者指定型の対象としない工事

- ・7日未満の工事
- ・国庫負担法に基づく災害復旧工事
- 緊急性が高い災害復旧工事
- ・現場状況(出水期や関連工事等)に支障がある工事

(2)【受注者希望型】

- 1) 前号を除く工事で、 受注者が工事着手前に発注者に対し週休 2 日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾したうえで取り組む工事。
- 2) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事として発注したものの、契約後に 受注者より工事着手日から現場完了日までの対象期間が7日以上となる見込みで あり、週休2日工事に取り組む旨の協議があった場合、発注者が承諾したうえで 週休2日工事とすることができる。

なお、(1)、(2)いずれの場合も、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の型を選択する。

4 試行工事の実施

4・1 発注者指定型の場合

【4.1.1 発注時】

(1) 工事費の積算

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補 正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価 及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する(市場単価等の補正率は、令和7年3月25日付国営積第7号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する(別添1))。

1) 週単位の週休2日(土日完全週休2日)適用工事

労務費 1.02

現場管理費 1.01

2) 月単位の週休2日適用工事

労務費 1.02

(2) 条件の明示

特記仕様書に「発注者指定型による週休2日工事」であることを明示する。(「5 特記仕様書への記載例」を参照)

【4.1.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例

・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、毎週土、日曜日を現場閉所日とし、週単位の週休2日(土日完全週休2日)を達成できるよう休日を取得する。

なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。

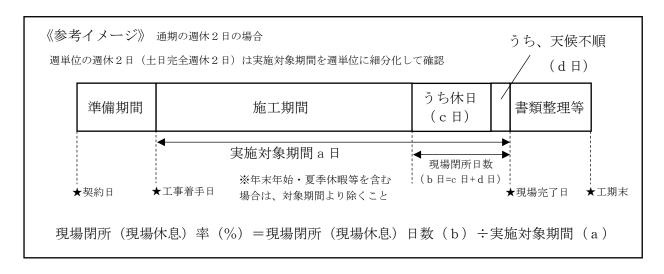
・休日取得実績の確認は「別紙」休日等取得実績書により行う。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙」休日等取得 実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(3)「現場閉所(現場休息)率」及び「土日完全週休2日」の確認方法 監督員は、休日等取得実績書に基づき、「現場閉所(現場休息)率」及び「週単位 の週休2日(土日完全週休2日)」それぞれの実績を確認する。



(4) 精算変更

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「週単位の週休2日(土日完全週休2日)」が未達成の場合は、補正係数を【4.1.1(1)2)】に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

【4.1.3 工事完成後】

(1) 工事成績評定

週休2日の達成状況(週単位の週休2日(土日完全週休2日)、月単位の週休2日、 通期の週休2日)に関わらず、加点、減点しない。

4・2 受注者希望型の場合

【4.2.1 発注時】

(1) 工事費の積算 工事費の補正はしない。

(2) 条件の明示

特記仕様書に「受注者希望型による週休2日工事」であることを明示する。(「5 特記仕様書への記載例」を参照)

【4.2.2 契約から工事完成まで】

(1) 試行の実施

受注者は、試行工事の実施を希望する場合、施工計画書の提出前に工事打合せ簿により協議を行う。発注者が、週休2日工事実施を承諾した場合、週休2日工事を実施する。なお、原則として週単位の週休2日(土日完全週休2日)に取り組むものとす

る。

ただし、週休2日工事の実施に伴う工期の変更はしない。(増工等による工期延長 は通常どおり)

(2) 工事看板の設置

発注者指定型と同様(4・1を参照)

(3) 施工計画書への記載 発注者指定型と同様(4・1を参照)

(4)「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法 発注者指定型と同様(4・1を参照)

(5) 精算変更

週休2日が達成された場合、達成状況に応じて、補正係数を乗じて設計変更を行う。補正係数は発注者指定型と同様(4・1を参照)

【4.2.2 工事完成後】

(1) 工事成績評定

発注者指定型と同様(4・1を参照)

5 特記仕様書への記載例

(1) 発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第○○条 週休2日工事(発注者指定型)

- 1 本工事は、週単位の週休2日(土日完全週休2日)に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事(営繕工事)」試行要領(令和7年8月 高岡市上下水道局)に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホ ーム > くらし・手続き > 上下水道 > 事業者の方へ > 入札・契約 > 入札・契約関 係の各種様式 > 「週休2日工事」の試行から入手できる。
- (2) 受注者希望型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第○○条 週休2日工事(受注者希望型)

- 1 本工事は、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、監督員と協議のうえ 試行することができる。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事(営繕工事)」試行要領(令和7年8月

高岡市上下水道局) に基づくものとする。この試行要領は、高岡市ホームページのホーム > くらし・手続き > 上下水道 > 事業者の方へ > 入札・契約 > 入札・契約関係の各種様式 > 「週休2日工事」の試行から入手できる。

6 試行工事における留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等は行わない。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) 監督員は、1つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行うなど対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その 都度、監督員は受注者と協議する。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「休日等取得実績書」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

附 則

この要領は、令和5年6月15日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月15日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日以降に作成する設計書から適用する。

1000

